

許可申請にかかる添付書類一覧（証明書類は、申請前3ヶ月以内のものを提出下さい。）

正本1部をご用意ください。

	書類の種類	備考	チェック	
共通	1. 許可申請書（様式第1号）	記載漏れ等に注意 <u>農業生産法人の場合は「別紙」も提出となります。</u>		
	2. 住民票 ■ 又は印鑑登録証明書 ■	市内住所の者は不要です。ただし、土地登記簿上の住所と現住所が異なる場合は添付して下さい。 市外住所の者は確認のため添付して下さい。 経営移譲の場合は住民票謄本を添付して下さい。 （自署以外（代理申請）は、印鑑登録証明書）		
	3. 戸籍謄本 ■	贈与・経営移譲の場合、必要に応じて添付して下さい。		
	4. 委任状	代理人による許可申請書の提出等の場合必要です。		
申請地関係	5. 土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る。） 【法務局にて発行】	記載されている住所が現住所と異なる場合は、記載されている住所にあったことを証明できるものを添付（例：前住所記載の住民票など）して下さい。		
	6. 公図の写し 【法務局にて発行】	申請地がわかるよう色枠で囲って下さい。		
	7. 案内図	地図等で自宅から申請地までの通作経路がわかるように作成して下さい。		
譲受人関係	8. 農業経営の実態証明	市外住所の場合は添付して下さい。 （住所地の農業委員会で発行となります。）		
	9. 営農計画書	農地取得後の営農について記載して下さい。 同一世帯内等における権利の設定、移譲の場合は添付不要です。（新規就農の場合は別様式が必要です。）		
	法人の場合	10. 法人の登記事項証明書	法人申請の場合	
		11. 法人の定款又は寄附行為	法人申請の場合	
		12. 農業生産法人以外の法人の要件を満たすことを証する書面	令第6条第2項第3号に規定する法人の場合	
		13. 農業生産法人の場合（上記以外）		
			農事組合法人又は株式会社である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し	
			農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社が構成員の場合、その構成員が承認会社であることを証する書面又は構成員の株主名簿の写し	
			法第2条第3項第2号に掲げる者が構成員の場合、構成員とその法人との間で締結された契約書の写し、同号子に掲げる者であることを証する書面	
		14. 市町村長の指定を受けたことを証する書面	権利を取得しようとする者が景観法第9条第1項に規定する景観整備機構である場合	
		15. その他	農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合	
			農業経営受託規程	
		受託農業経営事業の内容書		
	16. 法人の損益計算書の写し			
	17. 法人の総会議事録の写し			

		書類の種類	備考	チェック
譲受人関係	単独申請の場合	18. 売却決定の期日調書又は 公売調書の写し	競売又は公売による場合	
		19. 公正証書の写し	特定遺贈による場合	
		20. 判決書の写し	確定判決による場合	
		21. 和解調書若しくは 認諾調書の写し	裁判上の和解若しくは請求の認諾による場合	
		22. 調停調書の写し	民事調停法による調停が成立した場合	
		23. 家事審判書の写し	家事審判法による審判の確定若しくは調停が成立した場合	
譲渡人関係		24. 登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面（相続登記が未了の場合）	相続関係図 戸籍・除籍謄本 相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面	
その他		25. 使用貸借契約書の写し	経営移譲の場合に添付して下さい。	
		26. 事業又は施設に関する計画概要書	民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（区分地上権等）を取得する場合	
		27. 事業又は施設を必要とする理由書、事業又は施設に関する計画概要書	令第6条第2項に該当して農地等の権利を取得する場合	
		28. 農地等の貸借に係る契約書の写し	法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合	
		29. 確約書等	法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合、同項2号の「適切な役割分担」を証する確約書等	
		30. その他農業委員会が必要と認める書類	農業委員会が審査上その書類が必要であるとする ことについて、具体的に合理的理由がある場合	

確認事項

申請者は農業者年金を受給中か、一年以内に受給する予定か
（別途農業者年金の手続きが必要となる場合があります。）
納税猶予を受けているか

■は農業委員会が許可申請書の審査に当たり、確認等で必要な書類となります。